

令和 4 年度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審　查　・　調　査　案　件

1. 12月定例会付託案件	.....	2
1. 所管事務調査	.....	25

---

令和 4 年 12 月 14 日（水曜日）

# 総務委員会会議録

令和4年12月14日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時32分閉議（実時間132分）

---

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第118号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第95号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第101号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分））
1. 議案第102号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）
1. 議案第103号・指定管理者の指定について（八代市振興センターいづみ）
1. 議案第104号・熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
1. 議案第106号・字の区域の変更について
1. 議案第108号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第109号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 議案第110号・八代市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
1. 議案第111号・八代市営駐輪場条例の一部改正について
1. 議案第112号・八代市営駐車場条例の一部改正について
1. 議案第113号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査  
(令和5年度当初予算編成方針について)
- （令和5年度組織機構再編の概要（支所再編等）について）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義君  
副委員長 橋本貴喜君  
委員 田方芳信君  
委員 高山正夫君  
委員 堀徹男君  
委員 村川清則君  
委員 山本敬晃君

※欠席委員 王

---

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

---

## ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 野々口正治君  
財務部次長 岩瀬隆敏君  
財産経営課長 山本浩司君  
財政課長 繢良彦君  
財政課長補佐 米村寛樹君  
  
総務企画部  
デジタル推進課長（政策審議監担当兼務） 鋤田敦信君  
泉支所地域振興課長 山本康博君  
文書統計課長 加来康弘君  
  
農林水産部  
農地整備課長 村井幸治君  
  
市長公室  
人事課長 田中博己君  
  
市民環境部  
市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務） 吉井光博君

部局外

選挙管理委員会事務局長 西村一章君  
(公平委員会事務局長併任)

○記録担当書記

緒方康仁君

(午前10時00分 開会)

○委員長(古嶋津義君) 改めまして、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号(関係分)

○委員長(古嶋津義君) それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第1款・議会費、第2款・総務費、第12款・諸支出金について、財務部から説明を願います。

○財務部長(野々口正治君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の野々口でございます。本日は大変お世話になります。よろしくお願いをいたします。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案の第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号の歳入及び歳出の議会費と総務費、諸支出金並びに第118号・令和4年度八代市一般会計補正予

算・第11号の歳入を岩瀬財務部次長が、第95号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号を関係課長が説明をいたします。

また、事件議案のうち、予算の専決処分に係ります議案第101号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第8号の歳入を岩瀬財務部次長が、その他の事件議案の第102号から第104号及び第106号、条例議案の第108号から第113号の合わせて10議案につきましては関係各課長が説明をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○財務部次長(岩瀬隆敏君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の岩瀬でございます。よろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条・歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ22億2510万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ689億2680万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては5ページ以降の表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

まず、第2表・繰越明許費補正でございますが、本年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費の設定を行っております。

表の上段から、款2・総務費、項1・総務管理費のうち、復興推進事業1081万3000円は、本年10月の坂本支所等配置計画を踏まえ、早急に県道中津道八代線の詳細設計や用地の造成設計、用地測量を行う必要があるものの

年度内完了が困難なこと、また、坂本支所等建設事業（豪雨災害）4850万円は、被災した坂本支所及び坂本コミュニティセンターなどの再建に向けた基本設計や実施設計を行うところですが、年度内完了が困難なためそれぞれ繰り越すものでございます。

次の款3・民生費、項1・社会福祉費のうち、介護基盤緊急整備特別対策事業6720万円及び施設開設準備経費助成特別対策事業1510万2000円は、地域の介護拠点となる地域密着型サービス事業所であるグループホーム2施設の整備や開設準備について、年度内の完了が難しいことから繰り越すものでございます。

次の款5・農林水産業費では、項1・農業費のうち、市内一円土地改良整備事業1081万6000円は、事業主体である土地改良区における工期調整や境界協議などで設計が遅れたこと、農地耕作条件改善事業3923万円は、国の補助内示後の設計となり工期が確保できないこと、農業水路等長寿命化・防災減災事業2550万円は、令和3年度発注工事における仮設工事の変更に伴う工法検討や国、県との協議に日数を要したこと、また、項2・林業費の道整備交付金事業2330万円は、林道水無線の測量設計の遅れや、林道木々子日光線では、施工箇所起点側の工事の入札不調による機械資材搬入計画の変更により、それぞれ繰り越すものでございます。

次の款6・項1・商工費の五家荘観光施設管理運営事業420万円は、五家荘の緒方家のかやぶき屋根補修工事が入札不調となり、工期の確保が困難となったことから繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。

款7・土木費、項2・道路橋梁費の市内一円道路改良事業1億7963万8000円は、入札不調や関連工事に時間を要したことから、ま

た、項3・河川費の土砂災害危険住宅移転促進事業868万円は、申請者による補助対象事業が今年度中に完了せず年度内の補助金支払いが困難となったことから、それぞれ繰り越すものでございます。

次の款9・教育費では、項2・小学校費のうち、小学校施設整備事業3290万円は、市内小学校において段階的に35人学級への移行に伴い、八千把小学校で不足教室が生じることから、多目的教室等を普通教室へ改修する工事が年度内の完了が困難なこと、小学校施設トイレ改修事業5510万円は、八千把小学校の北側校舎トイレの洋式化や給排水管・内装の改修工事において年度内の完了が困難なこと、また、項3・中学校費の中学校施設整備事業4670万円は、日奈久中学校における避難所として必要なライフラインを確保するための受水槽新設において年度内の完了が困難なことから、それぞれ繰り越すものでございます。

次の款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費のうち、農業施設災害復旧事業（豪雨災害）5092万円及び林道施設災害復旧事業（豪雨災害）3億2084万8000円は、いずれも関連する県などが実施する復旧工事の入札不調の影響により繰り越すものでございます。

次の項2・公共土木施設災害復旧費のうち、道路橋梁施設災害復旧事業（豪雨災害）5億6660万円、河川施設災害復旧事業2117万6000円及び河川施設災害復旧事業（豪雨災害）5110万円は、国、県等の関係機関との協議、調整及びほかの工事との現場ふくそう等によりそれぞれ繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。

第3表・債務負担行為補正でございますが、1項目めの八代市振興センターいづみ管理運営委託は、指定管理者への委託を行うもので、委託先を八代市商工会とし、期間を令和4年度か

ら令和5年度まで、限度額を698万7000円としております。

次のやつしろ市議会だより作成経費から、3ページ飛びますが、10ページ上段の表の一番下の林道施設災害（豪雨災害）復旧工事測量設計委託まで、議会費3件、総務費10件、民生費1件、衛生費7件、土木費3件、教育費12件、災害復旧費1件の総数37件は、年度当初に履行を開始する契約案件のうち契約事務に支障を来すおそれのある案件でございまして、より確実で速やかな年度当初からの履行開始に備えるため、3月中に契約締結まで行えるよう債務負担行為の設定を行うもので、期間をおおむね令和4年度から令和5年度までとしておりますが、8ページ、上から3番目のマイナンバー統合端末機器リース料は令和8年度まで、9ページ、中ほど下から6項目めの泉小中学校スクールバス運行業務委託は令和7年度までとし、それぞれ期間及び限度額を設定しております。

次に、10ページ、下段の表、第4表・地方債補正でございますが、上から、土地改良事業では、補正前の9970万円に220万円を追加し、補正後の限度額を1億190万円としております。次の学校整備事業では、3億1450万円に1億30万円を追加して、4億1480万円。最後の災害復旧事業では、9億4490万円に4830万円を追加し、9億9320万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入、款22・市債で説明いたします。

続きまして、歳入の内容を説明いたします。

14ページをお願いします。

上段の表、款1・市税、項2、目1・固定資産税、節1・現年課税分で2億3804万8000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源とするものでございます。

次に、中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担

金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で2392万8000円を追加しております。

ここで訂正がございます。説明欄の内容につきまして記載誤りがございました。大変申し訳ございません。訂正内容はお手元の正誤表の1ページのとおりとなりますが、正しくは、この正誤表の上半分に記載するとおりでございまして、これで御確認いただきますと、内容としては、道路橋梁施設災害復旧費負担金771万6000円及び道路橋梁施設災害復旧費負担金（過年度分）208万8000円は、平成30年及び令和元年に被災した市道腰越～平線について、県の治山工事の完了に伴う市道部分の土砂撤去に要する経費に係るもの、また、河川施設災害復旧費負担金1412万4000円は、令和4年7月の大雪で被災した野田川及び箱石川の災害復旧工事に係る経費に係る国の負担金で、交付率はいずれも66.7%でございます。

それでは、予算書にまた戻っていただきまして、次に下段の表になります。

項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で6822万7000円を追加しております。

内訳としまして、説明欄の上から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6489万2000円は、コロナ禍における物価高騰対策として、高齢者施設、延べ556施設、障害者施設、延べ148施設、放課後児童クラブ、子育て支援センター、合計39施設、私立保育所、幼稚園、認定こども園など、合計57施設、これらの事業者に対して、事業の安定的な運営を支援するために必要な対象経費の一部に係る国の補助金でございます。

次のマイナンバーカード交付事務費補助金260万3000円は、マイナンバーカード申請や交付事務の増加に伴う会計年度任用職員の雇用として、また、一番下の社会保障・税番号制

度システム整備費補助金 73万2000円は、国の戸籍情報連携システムに接続する生体認証装置やスキャナー装置などの導入に必要な経費に係る国の補助金で、交付率はいずれも10分の10でございます。

15ページをお願いいたします。

上段の表、目2・民生費国庫補助金で3258万3000円を追加しておりますが、節1・社会福祉費補助金3113万1000円のうち、地域介護・地域福祉空間整備等交付金2113万1000円は、高齢者施設の防災・減災対策を行う2施設の施設整備に係る対象経費に対する国の交付金で、交付率は10分の10でございます。

次の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金1000万円は、生活困窮者自立支援金について、申請期限が令和4年9月30日から同年12月31日へ延長されたことから支給額の増加分に対する国の交付金で、交付率は10分の10でございます。

次の節3・生活保護費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金145万2000円は、令和6年3月から運用開始予定の医療扶助のオンライン資格確認について、システム改修に要する経費に係る国の補助金で、交付率は10分の10でございます。

次の目5・教育費国庫補助金では、3285万2000円を追加しておりますが、節2・小学校費補助金1841万8000円のうち、小学校施設整備事業補助金599万3000円は、先ほど繰越明許費補正のところでも申しましたが、段階的に35人学級へ移行することに伴い、八千把小学校において多目的教室等を普通教室へ改修する工事に係る経費の一部に対するもの、また、小学校施設トイレ改修事業補助金1242万5000円は、八千把小学校北側校舎のトイレについて、洋式化や給排水管、内装の改修工事に係る経費の一部に対するもの、

さらに、次の節3・中学校費補助金の中学校施設整備事業補助金1443万4000円は、日奈久中学校における受水槽新設に要する経費の一部に対する国の補助金で、交付率はそれぞれ3分の1でございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節4・災害救助費負担金の災害救助費負担金1539万9000円は、本年9月の台風14号の襲来に伴い開設した避難所に係る経費に対する県の負担金で、交付率は10分の10でございます。

16ページをお願いいたします。

上段の表になります。項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金で、8848万9000円を追加しております。

ここでも訂正がございます。重ねておわび申し上げます。訂正内容は、お手元の正誤表2ページのとおりとなりますが、正しくはこの正誤表の上半分に記載するとおりでございまして、これで御確認いただきますと、内訳としましては、小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業補助金268万7000円は、八代圏域住宅型有料老人ホーム連絡協議会が、災害時要援護者となる高齢者の生活支援、介護人材の確保・定着などの地域課題に対する講演会や研修会の経費を補助する県の補助金で、交付率は10分の10でございます。

次の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金7070万円及び施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1510万2000円は、先ほど繰越明許費補正のところでも申しましたが、認知症高齢者グループ2施設及び特別養護老人ホーム1施設の事業所の整備や、開設準備に要する対象となる経費の一部を補助する県の補助金で、交付率は10分の10でございます。

それでは、また予算書のほうに戻っていただきまして、次の節2・児童福祉費補助金の物価

高騰対策事業補助金380万5000円は、先ほど国庫支出金で申しました物価高騰対策支援のうち、私立保育所、私立幼稚園、認定こども園等への支援に要する経費の一部に係る県の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で1902万6000円のうち、説明欄の上から、いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業補助金28万円は、燃油消費削減及びイグサ乾燥機の長寿命化を図るため、千丁町の1利用組合に必要となる対象経費に対するもの、また、園芸・特産事業者緊急支援事業費補助金1114万3000円は、新型コロナウィルス感染症の拡大に影響を受けた八代地域農業協同組合園芸部など、園芸・特產品目の4事業体、34戸の生産者に対して、省エネや、肥料・資材の低減につながる新たな取組に必要な対象経費の一部を補助する県の補助金で、交付率はいずれも10分の10でございます。

その下、土地改良施設突発事故復旧事業費補助金760万3000円は、八代平野北部土地改良区が管理している郡築大砦排水機場のポンプの一部が故障したことから修繕費用の一部を補助する県の補助金で、交付率は85分の64でございます。

次の目5・土木費県補助金、節3・河川費補助金の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金900万円は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方の安全な地域への移転を促進するため、移転費用の一部について1件当たり300万円を上限として補助する経費に係る県の補助金で、交付率は10分の10でございます。

次に、下段の表、款18、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金のふるさと元気づくり応援寄附金11億円は、ふるさと元気づくり応援寄附金が当初の予定を大幅に上回る見込みであるため、追加して補正す

るものでございます。

次の目6、節1・商工費寄附金の九州地域づくり協会防災備品整備寄附金98万円は、一般社団法人九州地域づくり協会への、防災拠点となる道の駅への寄附金に採択されたことから、道の駅東陽の防災備品を整備する経費に係る財源として、新たに追加して補正するものでございます。

17ページをお願いいたします。

上段の表になります。款19・繰入金、項1・基金繰入金、目16、節1・八代市スポーツ振興基金繰入金は、99万円を追加しております。これは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参加した国・地域と相互に交流するホストタウン事業に関する交流計画に基づき、相手国である台湾を訪問する本市と台湾のバドミントンジュニア選手の総合交流に係る経費の一部として繰り入れるものでございます。

次の目19、節1・財政調整基金繰入金で1200万円は、今回の補正予算の一般財源とするものでございます。

次に、下段の表、款20、項1、目1、節1・繰越金は、4億2897万3000円を追加しております。これも今回の補正予算の一般財源とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

款22、項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債で、土地改良施設突発事故復旧事業220万円は、先ほど県補助金で申しました郡築大砦排水機場のポンプの修繕に要する経費に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。

次の目8・教育費、節1・小学校債で6810万円のうち、説明欄の上から、小学校施設整備事業2550万円は、先ほど国庫補助金で申しました、35人学級へ移行することに伴い、八千把小学校において他の多目的教室等を普通

教室へ改修する工事に係る経費の一部に充てるもので、充当率95%の合併特例債でございます。

次の小学校施設トイレ改修事業4260万円は、先ほど国庫補助金で申しました、八千把小学校北側校舎のトイレ改修工事に係る経費の一部に充てるもので、充当率100%の防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債でございます。

さらに、次の節2・中学校債の中学校施設整備事業3220万円は、これも先ほど国庫補助金で申しました、日奈久中学校における受水槽新設に係る経費の一部に充てるもので、これも充当率100%の防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債でございます。

次に、目9・災害復旧債では4830万円を追加しておりますが、節2・公共土木施設災害復旧債1180万円のうち、説明欄の上から、道路橋梁施設災害復旧事業480万円は、先ほど国庫負担金で申しました、市道の腰越～平線の土砂撤去に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。

次の河川施設災害復旧事業700万円は、先ほど国庫負担金で申しました、野田川、箱石川の災害復旧工事に係る経費の一部に充てるもので、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

次に、節4・その他公共・公用施設災害復旧債の坂本支所等建設事業3650万円は、坂本支所及びコミュニティセンター等の再建に向けた実施設計や地質調査等の委託業務に係る経費の一部に充てるもので、充当率100%の単独災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、19ページをお願いします。

歳出でございます。

まず、人件費以外の分について説明いたします。

下段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では、説明欄の3つ目、ふるさと納税事業として6億2580万7000円を追加しております。これは、先ほど歳入の寄附金で申しました、ふるさと元気づくり応援寄附金が当初予定を上回る見込みであるため、寄附金に関連して発生する経費である特産品などのふるさと納税謝礼やふるさと納税委託料などの不足額について、節7・報償費4億678万円から節12・委託料2億969万2000円までを追加するものでございます。

その下、目4・財産管理費では、説明欄2つ目、市庁舎管理運営事業のうち、千丁支所で451万2000円、鏡支所で603万5000円、東陽支所で64万9000円、泉支所で103万3000円を追加しております。これは、燃油価格高騰に伴う電気料の不足額について、節10・需用費1222万9000円を追加するものでございます。

20ページをお願いします。

上段の表、3項目め、目11・諸費では、節22・償還金利子及び割引料4億4378万1000円を追加しております。これは、過年度の国県支出金等の精算に伴い超過交付分を返還するものでございます。なお、主なものとしては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種関係、これが1億8517万3000円、生活保護費関係7806万8000円などでございます。

次の目13・支所建設費は、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の所管のため省略いたしまして、21ページをお願いいたします。

上段の表、項3、目1・戸籍住民基本台帳費で、説明欄の2つ目の番号制度導入事業260万3000円は、マイナンバーカードの申請交付事務の増加に伴い会計年度任用職員を雇用する経費でございます。

また、説明欄の3つ目の、戸籍住民基本台帳

事務事業 73万2000円は、先ほど歳入の国庫補助金でも申しました、国の戸籍情報連携システムに接続する生体認証装置やスキャナー装置を導入するものでございます。

次に、大きく飛びまして、36ページをお願いいたします。

下段の表になります。款12・諸支出金、項1・基金費、目4・ふるさと八代元気づくり応援基金費は、節24・積立金4億7419万3000円を追加し、ふるさと八代元気づくり応援基金に積み立てるものでございます。これは先ほど歳入の諸収入で申しました、ふるさと元気づくり応援寄附金が当初予定を上回る見込みであるため、返礼品等の経費などを差し引いた増額分を積み立てるものでございます。

人件費以外は以上でございますが、続いて人件費の分について説明いたします。

個別の説明に入ります前に、今回の人件費の補正の概要について触れますが、今回の人件費補正予算の主な要因としましては、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

それでは、人件費について歳出予算の説明をいたします。

戻っていただきまして、19ページをお願いいたします。

まず、上段の表、款1・議会費ですが、項1、目1・議会費で、81万6000円を追加しております。節1・報酬から節4・共済費まで、議員28人分の議員報酬改定及び一般職1人増の11人分の人事異動や給与改定等による影響額でございます。

次に、下段の表、款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では、先ほど説明しましたふるさと納税事業を除く部分となります。説明欄の上から、特別

職・一般職2576万5000円は、特別職2人分の特別職給与改定及び一般職2人減の216人分の人事異動や給与改定、育児休業等による影響分、説明欄2つ目の職員給与経費（台風14号）1539万9000円は、台風14号襲来による警戒態勢等における水防手当を含む時間外勤務手当などでございます。

次の目4・財産管理費では、先ほど説明しました市庁舎管理運営事業を除く部分となります。説明欄1つ目の一般職9人分の人事異動や給与改定等によるもので、9万4000円を減額しております。

20ページをお願いします。

目7・交通防犯対策費では、578万7000円を減額しております。一般職1人減の3人分の人事異動や給与改定等によるものでございます。

次の目8・人権啓発費では、487万8000円を減額しております。一般職11人分の人事異動や給与改定等によるものでございます。

次の目11・諸費、その次の目13・支所建設費は先ほど触れたので、飛びまして、下段の表、項2・徴税費、目1・税務総務費では、2238万円を減額しております。一般職5人減の72人分の人事異動や給与改定等によるものでございます。

21ページをお願いします。

上段の表、項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、先ほど説明しました番号制度導入事業及び戸籍住民基本台帳事務事業を除く部分となります。説明欄1つ目の一般職959万1000円は、一般職3人増の32人分の人事異動や給与改定等によるものでございます。

次に、下段の表、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、229万3000円を減額しております。一般職1人減の6人分の人事異動や給与改定等によるものでございます。

22ページをお願いします。

上段の表、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費で、502万1000円を減額しております。一般職3人分の人事異動や給与改定等によるものでございます。

次に、中段の表、項6・目1・監査委員費で、59万9000円を減額しております。特別職1人分の特別職給与改定、一般職5人分の人事異動や給与改定等によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） ないようでありますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第90号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第118号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第118号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について財務部から説明を願います。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第118号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第11号をお願いいたします。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における市民や事業者への燃油高騰対策や経済対策などを拡充するため、農林水産業関連、商工関連などの経費を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。

まず、第1条・歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ3億540万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ692億3220万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正をお願いしておりますが、内容につきましては5ページの表で説明いたします。

それでは5ページをお願いいたします。

まず、第2表・繰越明許費補正でございますが、本年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費の設定を行っております。

表の上段から、款5・農林水産業費、項1・農業費のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業（施設園芸燃油価格高騰対策）1億5005万7000円は、コロナ禍における燃油価格高騰が続いていることから、燃油を使用する施設園芸農家の負担を軽減するため燃油購入に係る経費の一部を補助するもので、令和4年度末までに購入した燃油を対象とすることから年度内完了が困難なこと、また、次の新型コロナウイルス感染症対策事業（デジタルプレミアム商品券）5億9500万円は、コロナ禍における市民及び事業者の皆様をさらに支援することを目的に、現在実施しているデジタルプレミアム商品券の実施期間を延長し、追加発行を行うも

ので、年度内完了が困難なためそれぞれ繰り越すものでございます。

続きまして、総務委員会付託分について、歳入のみとなります説明いたします。

9ページをお願いいたします。

上段の表ですが、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億139万3000円を追加しております。

内訳としましては、3事業ございまして、先ほど繰越明許費の補正でも申しました、施設園芸燃油価格高騰対策として、燃油を使用する施設園芸農家の負担を軽減するため、令和4年9月1日から令和5年3月31日までに購入した燃油1リットル当たり5円を補助する事業として1億5005万7000円、また、デジタルプレミアム商品券として、プレミアム率40%を上乗せした1セット1万4000円のデジタルプレミアム商品券を1万円で本市民に販売する事業におきまして、現在の使用期限である令和5年1月31日を同年6月30日まで延長し、アプリ版商品券とカード版商品券を追加販売する事業として1億5000万円、これら事業に必要な経費の全額を補助するもの、並びに、幼稚園端末整備として、国の補助内示を受け、公立幼稚園6園における事務の効率化による職員の負担軽減及び教育の質の向上を図るため、ICTの導入に必要なタブレットパソコン購入などの事業に必要な経費の一部を補助するものでございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目7・教育費県補助金、節5・幼稚園費補助金で、園務改善のためのICT化支援事業補助金400万7000円を追加しております。

これは、ただいま申しました、公立幼稚園6園におけるタブレットパソコン購入などの事業

に必要な経費の一部を補助する県の補助金で、交付率は4分の3でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第118号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時52分 小会）

---

（午前10時53分 本会）

○議案第95号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第95号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（政策審議監担当兼務）

（鋤田敦信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課の鋤田でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、議案第95号・令和4年度八代市

ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号について説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、令和4年4月1日から、夕葉町にありますテレビやつしろ株式会社を指定管理者として指定管理委託を行つてまいりましたが、令和5年3月31日をもつて1年間の契約満了となりますことから、令和5年度の指定管理委託を行うため債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書・第1号の1ページをお願いいたします。

今回は、第1条にありますように、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

今回、債務負担行為として、八代市有線テレビジョン放送施設管理運営委託について、期間を令和5年度まで委託するものとし、限度額を2091万9000円としております。限度額である委託料につきましては、人件費や施設の維持管理費など、事業を行うために、必要経費から各世帯から御利用になられますケーブルテレビやインターネットの利用料金など事業収入を差し引いた額を委託料として算出をしております。

本来であれば、複数年の債務負担行為を設定するところではございますが、本年度中に坂本地域に光ブロードバンドが開通する予定であり、来年度以降、当該地区においてケーブルテレビインターネットの利用者の変動が予想され、複数年の委託料の設定が困難でありますので、今回は令和5年度までの債務負担の設定をお願いするものです。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点だけ。坂本方面での、何というか、光ブロードバンド、その見込みというのはもう大体想像がついているんですか。今、おっしゃったように。

○デジタル推進課長（政策審議監担当兼務）

（鋤田敦信君） 本年度内に一応整備完了予定という予定で今進んでおります。

○委員（堀 徹男君） それで視聴者の方がそっちに乗り換えるよというような見込みがもう立っているということでおろしいですかね。

○デジタル推進課長（政策審議監担当兼務）

（鋤田敦信君） 光ブロードバンドにつきましては、あくまでもインターネットの利用回線ですので、整備が完了後、地域の方々にお知らせをしまして、そこから地域の方々が民間へのプロバイダーに申込みをされます。ですから、来年度以降、徐々に現在のケーブルテレビのインターネットから民間のインターネットサービスに移行していくというような流れですので、基本的には最終的には皆さんそちらのほうに移行していただく方向でお知らせをしていくというような流れでございますが、いきなりどんとは、なかなかですね、変化ございませんので、徐々に移行していただけるものというふうに私どもとしては思っているところでございます。

○委員（堀 徹男君） いや、自分はどうしてもケーブルテレビのインターネットのままがいいとおっしゃる方も残る可能性はあるということですか。それはない。

○デジタル推進課長（政策審議監担当兼務）

（鋤田敦信君） インターネットですね、ケーブルテレビのインターネットをそのまま利用したいという方もいらっしゃるかもしれませんけれども、うちとしては、最終的には皆さん、この光ブロードバンドのインターネットを御利用していただくということを進めていくということ

とになると思います。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） いいです。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願ひします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第95号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時59分 小会）

---

（午前11時01分 本会）

◎議案第101号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分））

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第101号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。よろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第101号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

4ページをお願いいたします。

専決第7号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第8号で、内容は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、いわゆる重点交付金を活用することで、肥料価格や飼料価格の高騰に伴う農家の負担と不安軽減を早急に図るため、10月25日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

第1条・歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億2600万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ665億9600万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみとなりますが説明いたします。

12ページをお願いいたします。

上段の表になります。款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2600万円を追加しております。これは、肥料価格の高騰に伴う農家の負担軽減のため、国の補助制度に上乗せして前年度からの肥料費の上昇分の一部15%の補助として9300万円、また、配合飼料価格の高騰に伴う市内に本社事業所を置く畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料1トン当たり5000円の補助として3300万円、これらに必要な経費の全額に対する国の交付金でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質

疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいいたします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第101号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前11時05分 小会)

---

(午前11時06分 本会)

◎議案第102号・指定管理者の指定について  
(八代市有線テレビジョン放送施設等)

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第102号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（政策審議監担当兼務）

（鋤田敦信君） デジタル推進課の鋤田でございます。よろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

お手元の議案書の13ページをお願いいたします。

議案第102号・指定管理者の指定について御説明いたします。

先ほど補正予算でも御説明いたしました、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、テレビやつしろ株式会社を指定管理者として指定管理委託を行ってまいりましたが、契約満了となりますことから、令和5年度においても指定管理継続のため、公募により指定管理

者の募集を行った結果、一社から応募があり、指定管理候補者として選定をいたしました。

提案理由でございますが、本市が設置します公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

内容でございますが、1、公の施設の名称は、八代市有線テレビジョン放送施設等でございます。

2、指定管理者となります団体の名称は、テレビやつしろ株式会社。

3、団体の所在地は、八代市夕葉町3番地7でございます。

4、指定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

今回の指定管理者選任につきましては、9名の委員による指定管理者候補者選定委員会で審査・評定を行っていただきました。

評点は、100点満点中79.1点となり、選定基準でございます60点以上でございましたので、候補者として選定したものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願ひします。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第102号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定については、

可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時09分 小会）

---

（午前11時09分 本会）

◎議案第103号・指定管理者の指定について

（八代市振興センターいづみ）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第103号・八代市振興センターいづみに係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○泉支所地域振興課長（山本康博君） 泉支所地域振興課の山本でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第103号・指定管理者の指定について説明させていただきます。

当課が所管いたします八代市振興センターいづみにつきましては、現在、八代市商工会を指定管理者として指定管理委託を行っておりますが、令和5年3月31日に契約満了となりますことから、令和5年度においても指定管理継続のため、公募により指定管理者の募集を行った結果、一社から応募があり、指定管理候補者として選定いたしました。

提案理由でございますが、本市が設置します公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容でございますが、1、公の施設の名称は、八代市振興センターいづみでございます。

2、指定管理者となります団体の名称は、八代市商工会。

3、団体の所在地は、八代市鏡町460番地

3でございます。

4、指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

今回の指定管理者選任につきましては、8名の委員による指定管理者候補者選定委員会で審査・評定を行っていただきました。

評定につきましては、100点満点中81.4点となり、選定基準であります60点以上でございましたので、候補者として選定いたしたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 指定の期間を1年間とされた理由は何だったのでしょうか。

○泉支所地域振興課長（山本康博君） 八代市振興センターいづみは貸館の施設であります。少子高齢化の影響により施設利用者が年々減少しているというところですね。

それとまた、近隣に類似施設であります泉コミュニティセンターも立地しております。八代市振興センターいづみを取り巻く環境が少しずつ変わってきたというところもありまして、現在、八代市振興センターいづみの利活用において検討しておるところでございます。

本施設が泉支所の近隣に位置していることから、指定管理者の期間をこれまでの3年から1年にいたしまして、泉支所の移転を含めた今後の施設管理について総合的に判断していく、検討ていきたいと考えているところでございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質

疑を終了いたします。

意見がありましたらお願ひします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第103号・八代市振興センターいづみに係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前11時14分 小会)

---

(午前11時15分 本会)

◎議案第104号・熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第104号・熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（山本浩司君） 財産経営課の山本でございます。よろしくお願ひいたします。着座しまして御説明をさせていただきます。失礼します。

タブレット端末の議案書の17ページを御覧願います。

本市も構成団体となっております熊本県市町村総合事務組合につきまして、他の構成団体の一つであります菊池環境保全組合が、令和5年3月31日に解散し、令和5年4月1日から菊池広域連合に統合されることに伴い、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、構成団体の同文議

決を求めるものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願ひします。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第104号・熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前11時17分 小会)

---

(午前11時17分 本会)

◎議案第106号・字の区域の変更について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第106号・字の区域の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○農地整備課長（村井幸治君） 農地整備課、村井でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案第106号・字の区域の変更について御説明いたします。

資料は、御提出しております字の区域の変更についてですが、2ページ目が位置図、場所は文政小学校の西側で県道八代不知火線沿いに広がる一帯でございます。

3ページと4ページが字界の変更図、5ページから10ページがその詳細図となります。3ページは変更前、4ページは変更後の図面です。

変更前と比べて変更後のほうは土地の区画がすっきりしたような形になっているということが分かると思います。

各図面に字界を変更する箇所を赤線で示しております。

5ページからの詳細図は変更箇所の図面を拡大したものでございます。黒線が変更前の字界、赤線が変更後の字界です。

鏡町の貝洲地区におきましては、県営事業にて貝洲地区経営体育成基盤整備事業が平成28年度から令和4年度までの予定で実施されておりますが、工事に関しましては令和3年度に完了しております。現在、換地処分等における手続を行っているところでございます。

事業内容としましては、区画整理が25.9ヘクタール、用水路3.6キロメートル、排水路1.8キロメートル、農道1.2キロメートルなどとなっておりますが、農地の区画の変更や、用排水、農道の整備を行うに伴い、字界の変更が生じたものでございます。

変更の主なものとして、鏡町貝洲字28番割、29番割、30番割の西側の字界が東側へ19.5センチから96センチの移動、36番割北側の字界が南側へ108.5センチの移動となっております。

八代市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得る必要があることから、今回お諮りしたところでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） すいません、後学のた

めに教えていただきたいんですけど、14センチとか6.5センチの移動というのは、測量か何かした結果ですか。今やっている地籍調査。

○農地整備課長（村井幸治君） これは、もともと地籍調査できっちり区域とかは座標にて出ているんですけども、それで今度は新たにまた座標で求めますものですから、ミリ単位というかその辺の細かい区域まで出していることになっております。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第106号・字の区域の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時21分 小会）

---

（午前11時23分 本会）

○議案第108号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第108号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博己君） 人事課の田中でご

ざいます。どうぞよろしくお願ひいたします。  
着座にて説明させていただきます。

議案第108号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について。

議案書は29ページでございます。また、議案書とは別の資料、右肩に議案第108号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づき、特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を改定するため必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。

期末手当の年間支給月数を現行の3.25月分から3.3月分へ、0.05月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和4年度におきましては、今度の12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.625月から1.675月と、改正条例の第1条において規定しております。

令和5年度以降におきましては、国に準じて、6月と12月が均等になるよう支給月数を1.65月とし、改正条例の第2条にて規定しております。

次に、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。

まず、第1条に規定しております令和4年度の12月に支給する期末手当については、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用することとしております。

また、第2条に規定しております令和5年度以降に支給する期末手当については、令和5年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろ

しくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願ひします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第108号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第109号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第109号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博己君） 人事課の田中でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第109号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

議案書は31ページでございます。また、議案書と別になっております資料、右肩に議案第109号関係資料を使って説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧

告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございます。

(1) 八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

①給料表の改定につきましては、国家公務員に適用される給料表の改定に準じて改定するもので、若年層の職員が在職する号給について平均0.25%の引上げを予定しており、対象職員は360名程度となります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとしております。

②期末勤勉手当の改定につきましては、一般職員と特定幹部職員の期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.30月分から4.40月分へ0.10月分引き上げるものでございます。

なお、再任用職員につきましては、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の2.25月分から2.30月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

下の資料、期末勤勉手当支給月数の表を御覧ください。

引上げは、令和4年度におきましては、今度の12月に支給する予定の期末勤勉手当から行い、支給月数は、表の12月の勤勉のところを御覧ください。

一般職員では0.95月から1.05月と、特定幹部職員では1.15月から1.25月と、再任用職員では0.45月から0.50月と、改正条例の第1条において規定しております。

令和5年度以降におきましては、国に準じて、6月と12月が均等になるよう支給月数を、一般職員では1.0月と、特定幹部職員では1.20月と、再任用職員では0.475月とし、改正条例の第2条にて規定しております。

少し戻りまして、資料は表のすぐ上の施行期日を御覧ください。

施行期日につきましては、2段階に設定されておりまして、まず、令和4年度の12月に支給する期末手当については、公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用としております。また、令和5年度以降に支給する期末手当については、令和5年4月1日の施行としております。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、(2) 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、①特定任期付職員に適用される給料表の改定につきましては、行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございまして、1号給のみ1000円を引き上げる改定となります。

施行期日につきましては、一般職の職員と同様に公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとしております。

②特定任期付職員に係る期末手当の改定につきましては、特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を3.25月分から3.30月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和4年度におきましては、今度の12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.625月から1.675月と、改正条例の第3条において規定しております。

令和5年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう支給月数を1.65月とし、改正条例の第4条にて規定しております。

施行期日につきましては、一般職の職員と同様に2段階に設定されておりまして、令和4年度の12月に支給する期末手当については、公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用、令和5年度以降に支給する期末手当については令和5年4月1日の施行としております。

この特定任期付職員は、高度の専門的な知識・経験または優れた識見を有する者で、任期を定めて採用された職員をいいます。現在、本市には該当する者はおりません。

次に、（3）八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございますが、給料表の改定時期を明確にするため、八代市一般職の職員の給与に関する条例の規定を準用していた行政職給料表について、その一部となる1級から3級までの給料表を追加するとともに、医療職給料表については、国家公務員の給与改定に準じた改定を行うものでございます。改正条例の第5条で規定しております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時34分 小会）

---

（午前11時35分 本会）

○議案第110号・八代市個人情報の保護に関

#### する法律施行条例の制定について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第110号・八代市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（加来康弘君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）文書統計課の加来でございます。よろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

議案書のほうは46ページでございますが、提出しております委員会資料にて説明させていただきます。

まず、1項目めの、今回の例規の制定改廃の背景と趣旨でございますが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータの流通の両立や、国際的制度調和を図る目的から、令和3年5月に制定されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から全ての地方公共団体が改正後の同法の直接適用を受けることになります。

これに伴い、現行の八代市個人情報保護条例を廃止し、新たに改正法を施行する条例を制定するとともに、関係条例を整備するものでございます。

これまで個人情報保護制度につきましては、国の行政機関、独立行政法人、民間についての個別の個人情報保護法と、それぞれ各地方公共団体の条例に分かれておりましたけれども、この法改正により個人情報保護法1本に制度が集約されることになります。

2項目めの施行条例に規定する事項では、施行条例の規定方針とそのイメージ図を示しているところです。改正法と重複する内容の規定を施行条例に規定することは許容されておらず、条例で規定することが義務づけられている事項及び条例に規定することが許容される任意事項

を施行条例に定めることになります。

3項目めの規定する主な内容ですが、今回の改正により法令体系は大きく変わりますが、内容的には現条例とおおむね同様の規定となりますので、逐条による説明を省略させていただき、規定の概要や趣旨を中心に説明させていただきます。

まず、(1)の施行条例の適用対象となる実施機関等についてですが、現条例の実施機関から市議会を除外し、財産区を加えております。市議会はこれまで条例の適用対象となっていましたけれども、国会や裁判所と同様、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとの理由で、法が定める規律の適用対象外とされたことによるものでございます。それに伴い、市議会におかれでは独自の個人情報保護条例を制定されるとお聞きしているところでございます。

次に、(2)の個人情報取扱事務登録簿ですが、改正法では、個人情報の対象者数が100人以上の個人情報取扱事務では、個人情報ファイルを作成し公表することとされておりますが、これに加えまして、本市が現条例に基づき対象者数の基準を設けず実施しております個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を引き続き実施するための規定を設けるものでございます。

次に、(3)の利用目的外の利用または提供の届出ですが、目的外利用や目的外提供は禁止が原則であり、例外的な取扱いとなるため、その状況を把握するため、現条例と同様に届出を義務づけるものでございます。

次に、(4)の情報公開条例の非公開情報との調整は、八代市情報公開条例との整合を図るため、改正法に定められた開示情報・不開示情報以外の情報を条例に加えるものでございます。

開示情報としては、職務遂行情報に含まれる当該公務員の氏名、公務員等以外の者の公的

位・立場の情報で、公開しても当該個人の権利・利益を害するおそれがないと認められるもの、契約に係る公文書に記録された支出の相手方の名称・氏名の3点を追加しております。

不開示情報としては、国、他の地方公共団体等との間における協議・依頼等に基づいて作成取得した情報で、開示により国等との協力信頼関係が著しく損なわれると認められるもの、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生じるおそれがあると認められる情報の2点を追加しております。

ただいまの説明の箇所の資料の部分なんですが、誤字がございまして、他の地方公共団体等とすべきところの団体の文字が欠落しておりました。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

次に、(5)の各部の自己情報の開示の手続のうち開示等の決定期限ですが、表に記載しておりますように、改正法では申請日から30日以内とされておりますが、現条例の決定期限と合わせまして申請日から14日以内といたします。これは、決定期限が延びることはサービスの低下になることから、現行の期限を維持するというものでございます。

次に、手数料ですが、これも現条例に合わせまして、開示請求に係る手数料は無料とし、開示文書の写しやCD-R等の電磁的記録の作成に要する費用等を徴収することとしております。コピーは一枚10円、カラーコピーが一枚20円、CD-Rの作成は一枚50円を徴収しているところでございます。

次に、(6)と(7)の八代市個人情報保護審査会への諮問、同審査会の組織・所掌事務・権限等についても、現行と同様の内容でございます。

次に、(8)の運用状況ですが、これまで開示請求の運用状況を年1回、市のホームページ上で公表しており、公表を引き続き実施する

ため同様の規定を設けているところです。

内容としましては、開示請求件数と処理状況、不開示の理由別内訳、実施機関別の開示請求処理状況を集計して公表しているところでございます。

次に、（9）の審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則につきましても、現状と同じ内容でございます。

なお、実施機関の職員には改正法の罰則が適用されることになりますが、現状と同じ内容でございます。

（10）からは、附則の説明になります。現条例に係る事項の経過措置を定めるほか、現条例の廃止、関係条例であります八代市情報公開条例の一部改正のほか、現条例の規定を引用している他の条例の一部改正を規定しているところでございます。そして、施行期日につきましては、改正法が適用される令和5年4月1日としております。

最後になります。4項目めの八代市個人情報保護審査会への諮問でございますが、令和3年の法改正に伴う個人情報保護制度における本市の対応方針について諮問した結果、適当であるとの答申をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 一つ具体例としてお聞きしたいことがあるんですけど、自衛隊が18歳等の適齢者の方にですね、市が情報を提供したということで、その応募はがき等を市が送るということになった場合ですよ、個人情報に触れる行為なのかどうかということがちょっと知りたいんですけどね。改正した。（文書統計課長加来康弘君「改正後の」と呼ぶ） 改正後の。

現状でも問題はないというふうに認識はしどとですけど、何か変わらるようなことがあるんですか。

○文書統計課長（加来康弘君） 改正後の規定が当然、八代市も適用になるんですが、八代市のほうが所有しています市民の方のそういうふうな年齢も含めたところの個人情報につきまして、本来の目的外の利用にはなろうかと思うんですが、改正後の規定によりますと、提供する、国の機関になるかと思いますが、こちらのほうの事務が法令に基づいて実施される適切な事務であって、その分について提供する分については、本来八代市がそういう目的のために持っているわけではないんですが、相手先の事務が法令に基づいて適切に行われるものであるので、それについては提供しても構わないということになろうかと思います。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 開示等の決定期限ですけども、何らかに準じて14日以内に短めたということで、実際、情報開示のいろんな請求とかは頻繁にあるんですか。その辺りはいかがでしょうか。

○文書統計課長（加来康弘君） 年によって多少ばらつきはあるんですが、例えば令和3年度で言いますと、開示請求の件数が21件でございました。少ない年では、最近では平成28年は7件ということで、年によってちょっと開きはあるんですが、10件から30件未満ぐらいの請求が大体毎年あっているというふうな状況です。

○委員（高山正夫君） 期限を14日にしたとしても業務的には無理がないというふうに、よろしいですかね。

○文書統計課長（加来康弘君） 予定の記述内で大体処理できているケースがほとんどでござ

います。

○委員（高山正夫君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願ひします。意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第110号・八代市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時50分 小会）

---

（午前11時50分 本会）

◎議案第111号・八代市営駐輪場条例の一部改正について

◎議案第112号・八代市営駐車場条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第111号・八代市営駐輪場条例の一部改正について及び議案第112号・八代市営駐車場条例の一部改正については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本2件について一括して説明を求めるます。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（吉井光博君） 市民活動政策課の吉井でございます。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第111号・八代市営駐輪場条例の一部改正について及び議案第112号・八代市営駐車場条例の一部改正について、関連がございますので一括して御説明させていただきます。

議案書につきましては、55ページからになります。

改正理由でございますが、有佐駅前につきましては、事故防止、交通の円滑化など、駅利用者や地域住民の利便性の向上などを目的に、道路改良、駐輪場、駐車場の整備が平成16年3月に完了いたしましたが、一部条例に定めておりませんでしたので、それぞれの条例に追加するものでございます。

まず、議案書55ページ、議案第111号・八代市営駐輪場条例の一部改正について御説明いたします。

有佐駅前駐輪場には、北側と南側の駐輪場があるものの、市営駐輪場の設置・管理について定める条例において、その位置として北側の地番のみの表記となっていることから、南側の地番を追加するものでございます。

それでは、提出しております資料で御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

有佐駅前、駐車場及び駐輪場の位置及び現況写真の①北側駐輪場につきましては既に条例に記載しておりますが、②南側の駐輪場につきまして条例に記載されておりませんでしたので、資料2ページ、新旧対照表に記載しておりますように、八代市鏡町下有佐105番地9を追加するものでございます。

次に、議案書57ページ、議案第112号・八代市営駐車場条例の一部改正について御説明いたします。

有佐駅前駐車場につきましては、現在、普通財産として管理しているところですが、その設置目的や利用者の状況などから、行政財産の公の施設として管理運営していくことが適当であ

ることから、市営駐車場の設置・管理について定める条例に有佐駅前駐車場を追加するものでございます。

先ほどの資料を御覧ください。

資料1ページの左下部分が③有佐駅前駐車場でございます。

資料3ページを御覧ください。

第2条に八代市営有佐駅前駐車場、八代市鏡町下有佐105番地の9を追加するものでございます。また、第3条の駐車場区分に八代市営有佐駅前駐車場、供用の方法に月極駐車場、供用の時間に午前零時から午後12時までを追加するものでございます。

資料4ページの下段を御覧ください。

駐車場区分に八代市営有佐駅前駐車場、料金区分に月額、金額に3300円を追加するものでございます。

なお、そのほか八代市営中央駐車場及び新八代駅東口駐車場の表記などにつきましても、資料3ページから4ページに記載しておりますとおり、重複する表記などがあることから整理し改正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 条例の改正内容については異議はございませんけど、所管課が市民活動政策課であることについて、駐車場や駐輪場の管理のメリットが何かあるのかなと素朴な疑問を抱いたんですけど、財産経営課あたりが所管するのが適当じゃないかなと思うんですけど、市民活動政策課がされている理由って何なんですか。

○市民活動政策課長（吉井光博君） 行政財産については、目的等によって所管する課が決まっておりまして、駐車場については、先ほど言

いましたように、交通とかの便をよくするという目的がありますので、うちのほうで管理しております。

実際は、鏡支所のほうの地域振興課のほうで管理をされているというところでございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第111号・八代市営駐輪場条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号・八代市営駐車場条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時57分 小会）

---

（午前11時58分 本会）

◎議案第113号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第113号・八代市議会議員及び

八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（公平委員会事務局長併任）（西村一章君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）選挙管理委員会事務局の西村でございます。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第113号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

議案書は59ページからになります。

説明につきましては、議案書と別に配付しております資料、右肩に平成4年12月14日（水）総務委員会、議案第113号・選挙管理委員会事務局を使って説明させていただきます。

まず、改正の理由につきまして、公職選挙法施行令に規定する公営単価につきましては、3年に1度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例とされており、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえて引き上げが行われたことから、八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に規定する公営単価につきましても、これに準じて同額に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、表の改正単価における太文字・下線部分が改正箇所となります。

まず、自動車使用公営費につきまして、一般運送契約以外の契約で、自動車借入れにつきましては1日当たり1万5800円を1万6100円に、燃料供給につきましては1日当たり7560円を7700円に、次のビラ作成公営費につきましては1枚当たり7円51銭を7円7

3銭に、次のポスター作成公営費の印刷費につきまして、ポスター掲示場数が500以下の場合、ポスター1枚当たり525円6銭を541円31銭に、ポスター掲示場数が500を超える場合、ポスター1枚当たりの加算額27円50銭を28円35銭に、次の企画費につきまして、ポスター掲示場数が500以下の場合、31万500円を31万6250円に、ポスター掲示場数が500を超える場合、57万3030円を58万6905円にそれぞれ改正をお願いするものでございます。

2ページ目、3ページ目につきましては、条例の一部改正に伴います新旧対照表を掲載しております。

最後に、施行期日につきましては、議案書60ページのとおり、公布の日からの施行とし、公布日以後その期日を告示される選挙について適用することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第113号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退室願います。

(執行部 退席)

○委員長（古嶋津義君） 次に、本委員会に付託となっています請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書などにつきましては、タブレット端末にて御確認願います。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後0時03分 小会）

---

（午後0時09分 本会）

#### ◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

- 
- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和5年度当初予算編成方針について）

○委員長（古嶋津義君） それでは、まず、令和5年度当初予算編成方針について説明願います。

○財政課長（續 良彦君） こんにちは。財政課の續でございます。お疲れのところだと思い

ますが、よろしくお願ひいたします。

さて、本市では現在、来年度令和5年度の当初予算の編成作業を行っているところでございますが、この予算の編成方針につきまして、去る10月21日に、八代市予算規則に基づきまして各部・課かいに通知をしたところでございます。

本日はその内容について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当の米村課長補佐から説明をいたさせますので、よろしくお願ひいたします。

○財政課長補佐（米村寛樹君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり） 財政課長補佐の米村です。よろしくお願ひします。では、着座にて御説明させていただきます。

それでは、令和5年度予算編成方針について御説明させていただきます。

資料は、総務委員会所管事務調査（予算編成方針）のファイルになります。

まず、2ページ目の令和5年度予算の編成についてを御覧ください。

こちらは、市長から各職員に対しまして、令和5年度の予算編成における基本的な考え方を示したものでございます。その内容は、現在、本市では、第2次八代市総合計画に掲げるしあわせあふれるひと・もの・交流拠点都市やつしろを目指し、子供から高齢者まで安全・安心に暮らせる魅力あるまちづくりを着実に進めており、最少の経費で最大の効果を生み出すため、限りある財源を重点的に投入し、5つの重点戦略を全力で推進していること、また、最優先課題である令和2年7月豪雨からの創造的復興や新型コロナウイルス感染症対策のほか、不安定なウクライナ情勢の影響による原油・原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰など、刻々と変化する社会情勢への柔軟な対応に加え、SDGsやデジタル化の推進をはじめとする八

代の未来を切り開くための施策にも積極的にチャレンジしていく必要があるとしております。

また、限られた一般財源枠において、それらを実現していくためには、事務効率化や経費削減を実施した上で、前例や組織の垣根にとらわれることなく、これまで以上に事業の選択と集中を意識して、スピード感を持って取り組まなければならぬとし、このような趣旨の下、全職員一丸となって誇るべきふるさと八代の未来のため、令和5年度予算編成に向けてめり張りのある効率的な予算編成に取り組むこととされております。

以上の市長の訓示を受けまして、国や熊本県の状況を踏まえ、八代市予算規則に基づき、財務部長が予算編成方針として取りまとめたものが、3ページの令和5年度予算編成方針についてでございます。

内容としましては、市長が示された基本的な考え方に基づき、最優先課題である坂本町の創造的復興、新型コロナウイルス感染症対策のほか、5つの重点戦略を計画的に推進し、限られた一般財源枠の中で、物価高騰等の社会情勢の変化にも応じた行政サービスを継続していくためには、行財政改革を着実に実行し、真に必要となる分野に限りある資源を適切に配分する必要があり、ビルド・アンド・スクラップの原則に基づき、財源を生み出す努力をしていくことで、将来的にも持続可能な財政基盤の確立につなげていくことが重要であるとし、各部長等に対して令和4年10月21日付で通知しております。

次に、4ページを御覧ください。

令和5年度の当初予算編成のポイントとして、ただいま説明しましたものをまとめたものでございます。

その中で、4点目の取組の中で、最優先課題以外の事業に対するシーリングについて、義務的経費及び数年ごとに行う経費を除いた経費に

対しまして、令和2年度当初予算における一般財源ベースの95%というシーリング率を上限として設定をしております。令和4年度は、令和2年度当初予算における一般財源ベースの90%シーリング率としていましたが、原油価格等の高騰により、物価高騰を5%見込み、95%のシーリング率に変更しています。

以上で、令和5年度予算編成方針についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点だけ。中身については大倉議員が一般質問されて、その中でお答えいただいた部分もありますのでいいんですけど、我々議員も、決算審査の委員会だったりとか総務委員会だったりとか、一般質問を通していろんな提案をしていっているというような、そういうふうに思ってるんですけど、予算編成の考え方を取り入れるに当たって、そういった我々議会からの意見というのをどんな形で織り込んでいっていただいているのかなと。

○財政課長（續 良彦君） ただいまの御質問へのお答えになりますけれども、基本的には各課からの要求書の中で、そういった各議会、委員会の中での各議員さん方の御意見、あるいはそれぞれ寄せられております地元の住民の方からの意見、そういったものも踏まえまして要求のほうが上がってまいります。

その中で、それを極力反映させるような予算編成を行っていく予定ではありますが、当然その財源の問題とかそういったこともございますので、その中で、先ほどもありましたように、選択と集中をしながらですね、予算化をしていくというふうな流れで考えております。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） その選択と集中という

のは私も大分前から使っているんですけど、ランニングコストを抑える広報とかを取り入れる場合ですね、どうしてもイニシャルコストがかかりてしまう。そういう事業が上がってきた場合ですよ、てんびんにかけるのってなかなか難しいと思うんですけど、そこら辺の調整というのは、財源確保も含めてですね、どんなふうにやられていくのかなと、考え方なんでしょうけどね、そこをちょっと聞いてみたいなと思うんですよね。

○財政課長（續 良彦君） 基本的にはイニシャルコストがかかるケースとランニングコストがかかるケース、それぞれ各事業によって性格的なものが違うものがありますけれども、単年度での財政負担、それだけではなく今後のランニングコストも踏まえたところの、ある意味、少し長いスパンでの費用対効果も考えながら選択をしていくようなやり方で大体、査定をしていくような形になるかと思います。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で令和5年度当初予算編成方針についてを終了します。

---

#### ・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和5年度組織機構再編の概要（支所再編等）について）

○委員長（古嶋津義君） 次に、令和5年度組織機構再編の概要（支所再編等）について説明を願います。

○人事課長（田中博己君） 人事課の田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

令和5年度組織機構再編（支所再編等）について御説明申し上げます。

本件は令和5年度に予定しております組織機構再編のうち、支所等の再編及び防災対策監の設置について事前に御説明申し上げるものでございます。

まず、資料、令和5年度組織機構再編の概要（支所等再編）を御覧ください。こちらの資料に沿って説明させていただきます。

令和5年度の組織機構再編のうち、支所等再編につきましては、本市の重点戦略に掲げる持続可能な支所地域の振興のため、地域事務所の統合、産業建設課の新設を行うものでございます。

資料は、左側が現行、右側が再編後となっております。

再編の大きな枠組みにつきましては、支所庁舎内に本庁組織として現在設置しております健康福祉地域事務所、農林水産地域事務所、建設地域事務所の3つの部門の地域事務所を廃止し、健康福祉部門は地域振興課内に統合し、農林水産部門及び建設部門は新たに産業建設課を設置するものでございます。これにより、支所組織は、地域振興課、産業建設課の2課体制となります。

具体的な支所等の再編とその効果については、窓口サービス、防災・危機管理、地域振興の3つの視点から整理をしております。

まず、1つ目の窓口サービスの点からは、住民・福祉窓口のワンストップ化による窓口サービスの向上を図るため、健康福祉部門を地域振興課内に統合します。係については健康福祉係を設置、または、事務の規模によって現行の市民サービス係と一体化させて市民福祉係として再編しております。

2つ目、防災・危機管理の点からは、技術職等の職員をより効果的に配置できるようにすることで、被災調査等の円滑化、迅速化を図るなど、防災・危機管理体制を強化するため、農林水産部門と建設部門を統合した産業建設課を設

置いたします。

3つ目、地域振興の点からは、部門横断的に地域課題を把握し、支所長を中心とした地域振興の実施体制を構築するため、地域振興課、産業建設課の2課を支所長の直接の指揮下とする組織再編とするものでございます。

以上、3つの視点から組織再編による効果を整理し、持続可能な支所地域の振興のため、今回の支所等再編を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、防災対策監の設置については、令和5年度から危機管理課に新たに防災対策監の職の設置を予定しておりますことから、事前に説明申し上げるものでございます。

具体的には、危機管理課内に新たに課長級の職である防災対策監を置き、この職に災害対応等の知識・経験が豊富な退職自衛官を登用するものであります。

現在、退職自衛官からは中武危機管理監に着任いただいているところでございますが、本年度末で定年退職を迎えることと、現状の体制上の課題を踏まえ検討した結果、退職自衛官としての知識・経験をより効果的に活用・発揮いただくためには、危機管理課内への配置が望ましいとの結論に至ったものでございます。

また、併せて、現在の危機管理監のポストには、府内の組織、業務等を熟知した職員を充て、府内の調整・統制の円滑化を図ります。

以上は、平時の職の位置づけでございますが、次のページでは、災害時における組織・職の位置づけを御説明申し上げます。

お示ししておりますのは、八代市災害対策本部の組織図でございます。

大規模災害の発生時などにおいては、市役所組織全体がこの災害対策本部の体制に移行いたします。

この災害対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長として、特別職、政策審議監、各部

長等が部員となり、災害対策の基本方針や配備体制等を協議する機関でございます。

また、災害対策本部で決定された事項を各対策部がそれぞれの役割を分担して遂行していくこととなります。

この際、本部長の指揮下の災害対策本部の運営や各対策部の事務の調整等を行う、言わば司令塔の役割を担うのが本部事務室でございます。

防災対策監の設置後の体制については、今後、地域防災計画に盛り込むこととなります。この本部事務室において、府内の組織、業務等を熟知した危機管理監と、災害対応等の専門知識・経験を有する防災対策監が、それぞれの長所を生かし連携しながら、災害対策本部の運営や各対策部の事務の調整等を実施することにより、災害対策の円滑な実施を図ってまいります。

支所再編及び防災対策監設置に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 防災対策監の導入ですか。これ、おおむね、私賛成だなと思っています。現状から、いつやったかな、平成26年か平成27年ぐらいやったですね、この制度が導入されて。いろいろ紆余曲折を経てこういう形に収まっていくというのはいいのかなと思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で令和5年度組織機構再編の概要（支所再編等）についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りをいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の管外行政視察について協議のため、しばらく小会いたします。

(午後0時26分 小会)

---

(午後0時31分 本会)

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

最後に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和5年1月31日から2月2日までの3日間、広島県尾道市、岡山県総社市、山口県周南市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査のため、行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって総務委員会を散会いたします。

(午後0時32分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年12月14日

総務委員会  
委員長